

教育委員会会議提出議案

第 7 号

福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部  
を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 21 日  
教 育 長

(理由)

委員が心身の故障のため職務の遂行ができない場合等に対応できるよう規定  
を追加するとともに、児童生徒の重大な事案を国の指針に則り調査できるよう  
所要の改正を行うもの。

福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年二月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則

福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会規則（平成二十六年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないとき又は委員としてふさわしくない非行があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、解任又は解嘱することができる。

第六条第一項中「いじめ」の下に「事案」を加え、「事実関係を明らかにするための調査」の下に「又は児童生徒の死亡事案に係る詳細な調査」を加え、同条第二項及び第三項中「いじめ」を「事案」に改める。

第九条第一項中「第三項」を「第二項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十三条中「委員会」の下に「及び部会」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則（平成二十六年福岡県教育委員会規則第五号）新旧対照表

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| (略)   | (略)   |
| (委員)  | (委員)  |
| <p>第五条 委員会は、委員五人以内をもつて組織する。</p> <p>(略)</p> <p>4 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないとき又は委員としてふさわしくない非行があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、解任又は解嘱することができる。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>(略)</p> | <p>第五条 委員会は、委員五人以内をもつて組織する。</p> <p>(新設)</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> |

改 正 案

現 行

- 2 専門調査委員は、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該事案の関係者と特別の利害関係を有しない者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。
- 3 専門調査委員は、当該事案に係る調査が終わつたときは、退任するものとする。

(略)

(部会)

- 第九条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。ただし、重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査（第二項において「重大事態調査」という。）を行うときは、部会を置いて、行うものとする。

(削除)

4| 3| 2| (略)  
(略)  
(略)

- 2 専門調査委員は、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該いじめの関係者と特別の利害関係を有しない者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。
- 3 専門調査委員は、当該いじめに係る調査が終わつたときは、退任するものとする。

(略)

(部会)

- 第九条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。ただし、重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査（第三項において「重大事態調査」という。）を行うときは、部会を置いて、行うものとする。

(削除)

5| 4| 3| 2| (略)  
(略)  
(略)

改 正 案

現 行

(略)

(その他)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会及び部会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

(略)

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

(その他)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

(略)

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(新設)